

改正後	改正前
<p>「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続き関連 航空編) -貨物関係手続-</p> <p>第1章 取卸及び搭載等関係手続 システムを使用して、航空貨物に係る以下の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関税法第15条(入港手続)及び第20条(不開港への出入)に規定する税関に報告すべき積荷に関する事項に係る手続 関税法第34条(記帳義務)及び関税法施行令第29条の2(記帳事項)に規定する外国貿易機から取り卸された外国貨物について、取卸しから最初のシステム管理を行う保税地域に搬入されるまでの手続 関税法第16条(貨物の積卸し)に規定する貨物の積卸しに係る手続 関税法第19条(開庁時間外の貨物の積卸し)に規定する時間外積卸に係る手続 関税法第21条(外国貨物の仮陸揚)に規定する外国貨物の仮陸揚に係る手続 <p>第1節から第8節 (省略)</p> <p>第2章 貨物管理関係手続 貨物情報がシステムに登録されている貨物について、システム参加保税地域等における関税法第32条(見本の一時持出)、第36条第2項(保税地域についての規定の準用等)、第40条(貨物の取扱い)に規定する手続及びその他の貨物管理に係る手続を行う場合は、この章の定めるところによる。なお、機用品の在庫管理について、システムを使用して行う場合は、税関手続関連(航空編)-機用品関係手続-の定めるところによる。</p> <p>第1節から第3節 (省略)</p> <p>第4節 貨物の搬入関係手続 システムに登録されている貨物をシステム内保税地域等に搬入した場合は、関税法基本通達34-1(保税地域における事務処理手続)の規定により、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認し、その結果をシステムに登録(以下この節において「搬入確認登録」という。)する場合は、この節の定めるところによる。なお、搬入確認登録した貨物に係る搬入関係書類の税関への提出については、事故等の確認のため税関が提出を求めた場合を除き提出を要しない。また、外国貿易機から取卸された外国貨物が取卸後、最初のシステム内保税地域等に搬入された場合又は外国貿易機から取卸されたULD収容貨物を他空港へ向けて一括保税運送が行われ、到着地の保税地域において搬入確認情報を登録する場合は、この節によることなく第1章第2節2(3)(貨物確認情報の登録)によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 輸入貨物の搬入手続 <ol style="list-style-type: none"> (1)から(3) (省略) (4) 搬入確認情報登録後の手続 <ol style="list-style-type: none"> イ (省略) ロ システム外搬入の場合 システム外搬入確認情報の登録者は、関税法基本通達34-1(保税地域における事務処理手続)(1)イ(ロ)に規定する関係書類の提出については、税関が求める場合を除き、提出を不要とする。また、前記(3)(システム外保税地域からの搬入)により、税関に届出が必要な事故コードが登録され、「搬入状況通知情報(輸入)(BOND IN STATUS INFORMATION)(括弧内英字は帳票タイトル)」(出力情報コード:AASO110)が配信された場合は、税関に連絡し、必要に応じて、税関が倉主等の立会いのもと事故状況を確認する。なお、必要に応じて報告関係書類を提出する。 (省略) <p>第5節 貨物の搬出関係手続 貨物情報がシステムに登録されている貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合は、関税法基本通達34-1(保税地域における事務処理手続)の規定により、搬出に関する許可又は承認等の関係書類と搬出する貨物を確認した上で、搬出する旨をシステムに登録(以下この節において「搬出確認登録」という。)する場合は、この節の定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1から6まで (省略) <p>第6節から第11節まで (省略)</p> <p>第3章 (省略)</p>	<p>「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 航空編) -貨物関係手続-</p> <p>第1章 取卸及び搭載等関係手続 システムを使用して、航空貨物に係る以下の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関税法第15条(入港手続)及び第20条(不開港への出入)に規定する税関に報告すべき積荷に関する事項に係る手続 関税法第34条の2(記帳義務)及び関税法施行令第29条の2(記帳事項)に規定する外国貿易機から取り卸された外国貨物について、取卸しから最初のシステム管理を行う保税地域に搬入されるまでの手続 関税法第16条(貨物の積卸し)に規定する貨物の積卸しに係る手続 関税法第19条(開庁時間外の貨物の積卸し)に規定する時間外積卸に係る手続 関税法第21条(外国貨物の仮陸揚)に規定する外国貨物の仮陸揚に係る手続 <p>第1節から第8節 (同左)</p> <p>第2章 貨物管理関係手続 貨物情報がシステムに登録されている貨物について、システム参加保税地域等における関税法第32条(見本の一時持出)、第36条第2項(保税地域についての規定の準用等)、第40条(貨物の取扱い)に規定する手続及びその他の貨物管理に係る手続を行う場合は、この章の定めるところによる。なお、機用品の在庫管理について、システムを使用して行う場合は、税関手続関連(航空編)-機用品関係手続-の定めるところによる。</p> <p>第1節から第3節 (同左)</p> <p>第4節 貨物の搬入関係手続 システムに登録されている貨物をシステム内保税地域等に搬入した場合は、関税法基本通達34の2-1(保税地域における事務処理手続)の規定により、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認し、その結果をシステムに登録(以下この節において「搬入確認登録」という。)する場合は、この節の定めるところによる。なお、搬入確認登録した貨物に係る搬入関係書類の税関への提出については、事故等の確認のため税関が提出を求めた場合を除き提出を要しない。また、外国貿易機から取卸された外国貨物が取卸後、最初のシステム内保税地域等に搬入された場合又は外国貿易機から取卸されたULD収容貨物を他空港へ向けて一括保税運送が行われ、到着地の保税地域において搬入確認情報を登録する場合は、この節によることなく第1章第2節2(3)(貨物確認情報の登録)によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 輸入貨物の搬入手続 <ol style="list-style-type: none"> (1)から(3) (同左) (4) 搬入確認情報登録後の手続 <ol style="list-style-type: none"> イ (同左) ロ システム外搬入の場合 システム外搬入確認情報の登録者は、関税法基本通達34の2-1(保税地域における事務処理手続)(1)イ(ロ)に規定する関係書類の提出については、税関が求める場合を除き、提出を不要とする。また、前記(3)(システム外保税地域からの搬入)により、税関に届出が必要な事故コードが登録され、「搬入状況通知情報(輸入)(BOND IN STATUS INFORMATION)(括弧内英字は帳票タイトル)」(出力情報コード:AASO110)が配信された場合は、税関に連絡し、必要に応じて、税関が倉主等の立会いのもと事故状況を確認する。なお、必要に応じて報告関係書類を提出する。 (同左) <p>第5節 貨物の搬出関係手続 貨物情報がシステムに登録されている貨物をシステム参加保税地域等から搬出する場合は、関税法基本通達34の2-1(保税地域における事務処理手続)の規定により、搬出に関する許可又は承認等の関係書類と搬出する貨物を確認した上で、搬出する旨をシステムに登録(以下この節において「搬出確認登録」という。)する場合は、この節の定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1から6まで (同左) <p>第6節から第11節まで (同左)</p> <p>第3章 (同左)</p>